

第6章 施設別緑化手法

1 用語の定義

(緑化基準)

(1) 高木、中木、低木

この基準において「高木」とは、通常の生長をして樹高3mを超えるもので森林の高木層を形成することができる樹種をいう。

「中木」は樹高3m程度以上に生長するものを含むが高木には至らないもの、「低木」は主として刈り込み等に用い通常の生長をして樹高3mを超えないものをいう。

(2) 敷地面積

この基準において「敷地面積」とは、当該施設に係る敷地全体の面積（建築面積、付帯施設の設置面積、空地面積等を含む。）をいう。

(3) 緑地面積

この基準において「緑地面積」とは、同一敷地内で、植栽する植物及び既存植生の生長時の地上部分全てを垂直に投影して得られる範囲の合計面積をいう。

緑地面積には、空地のほか、建物の屋上や人工地盤上の緑化により得られる上記の範囲を含める。

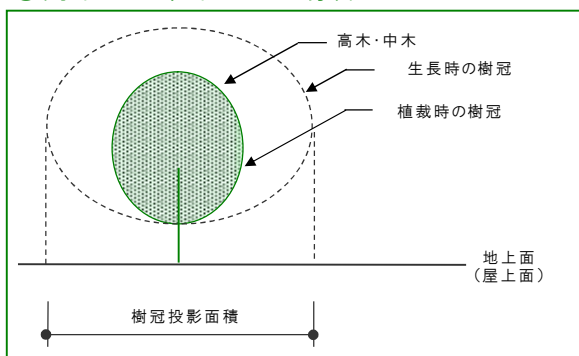
壁面を緑化した場合には、緑化を行う部分の水平延長に1mを乗じて得られる値、傾斜した壁面では緑化を行った部分を垂直に投影して得られる範囲を緑地面積に含めることができるものとする。

また、プランター等の可動式の植栽基盤による緑化、パーゴラ等の棚ものの緑化についても同様の考え方により緑地面積を算定できるものとする。

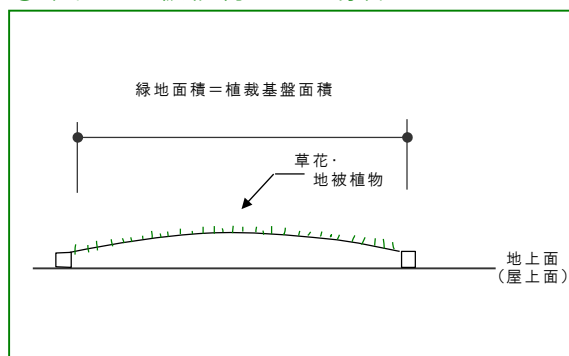
<緑地面積について>

- 基準に基づく緑地面積の算出方法の例を以下に示す。

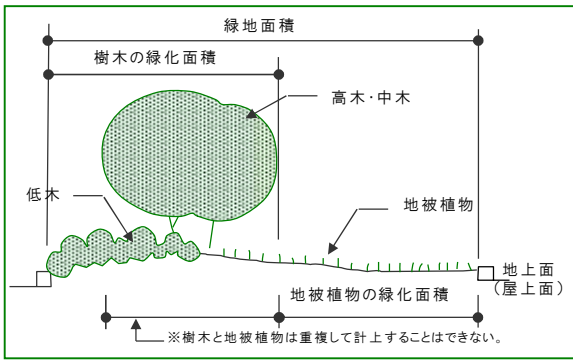
① 高木又は中木の場合



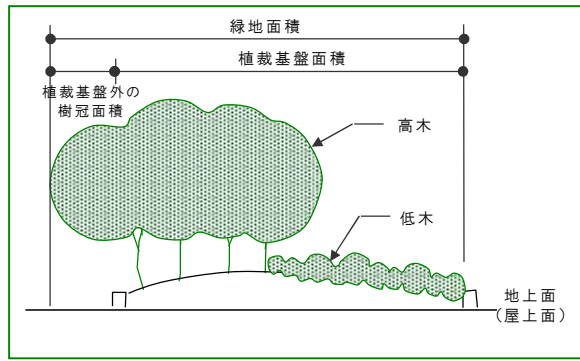
② 草花や地被植物の場合



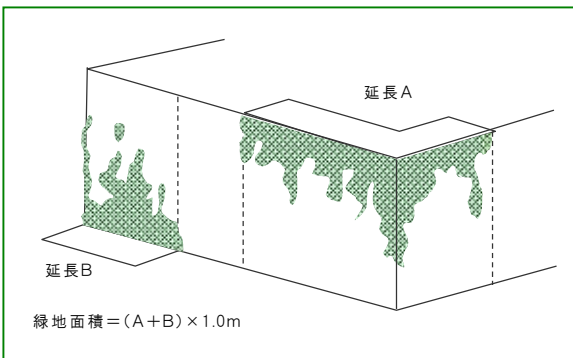
③樹木と草花等を混植する場合- 1



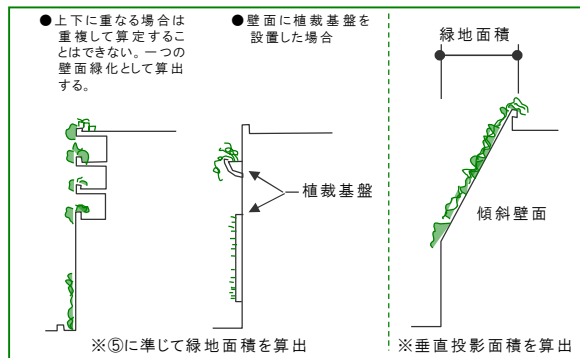
④樹木と草花等を混植する場合- 2



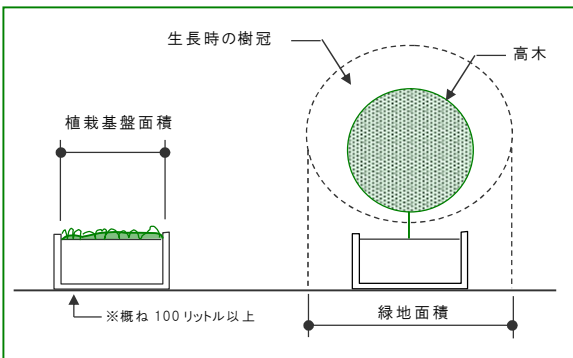
⑤壁面を緑化する場合- 1



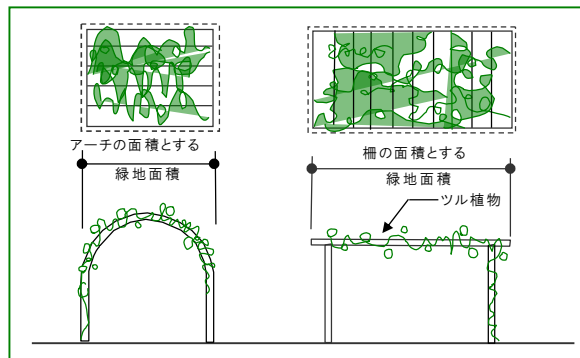
⑥壁面を緑化する場合- 2



⑦プランター等を用いる場合



⑧パーゴラ等を緑化する場合



※樹冠投影面積の算出例

- 高木及び中木の樹冠投影面積は、将来的な「生長時の樹冠」の幅に基づき算定する。
- 「生長時の樹冠」は、管理上の必要性も踏まえ将来的な樹高の最大値を想定し、この樹高を「公共用緑化樹木品質寸法規格基準 (案)」にあてはめること等により設定することができる。

(例) クスノキを樹高 7m に育てる場合 → 基準に基づき樹冠幅 (枝張) 3m と想定

$$\text{樹冠投影面積} = (3 \times 1/2)^2 \times 3.14 = 7.07 \text{ m}^2$$

- なお、既存の樹木を実際に計測することにより樹冠幅を求めてもよい。

2 道路

2-1 基本的な緑化の機能、効果

道路の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全性及び快適性の向上
- (2) 地域色豊かな道路景観の創造
- (3) 周辺地域の生活環境の保全
- (4) 周辺地域の自然環境の保全・創出
- (5) 災害時の安全な避難経路の確保

- 道路の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。
 - ① 線状に連続する道路の形態を生かし、広域的な緑のネットワークの形成を考慮する。
 - ② 表6-2-1を参考としながら、道路そのものの計画内容（規格・構造、交通特性等）とともに、沿道の地域特性（自然的条件、土地利用等の社会的条件、歴史・文化的特性等）に応じて緑化目標や植栽地を設定する。
 - ③ 隣接する他の公共施設や民間施設等との調整により、道路と周辺とが一体となった計画づくり、景観づくりに努める。
 - ④ 市町等の関係機関はもとより、地元住民や団体との協議を十分に行い、長年にわたって地域にとけ込み人々に親しまれるような道路づくり、緑づくりに努める。
 - ⑤ 施工の経済性や維持管理の容易性を考慮しトータルコストの縮減を図りながら、確実な緑化の成果が得られることに留意する。
 - ⑥ 道路の規格・構造や道路交通の安全確保をはじめ、道路緑化に係る種々の制約条件に留意し、必要に応じ調整を行いこれらとの整合を確保する。（表6-2-2参照。）

表 6-2-1 道路の地域区分と緑化の基本的考え方

地 域 区 分		主な緑化目標および植栽地の設定	
都	住居系地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の保全 ・歩行者等に対する快適な交通環境の形成や交通安全の確保、道路景観の向上 ・植栽地は歩道等の植樹帯、分離帯等
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路 ・その他の道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等に対する快適な交通環境の形成、交通安全の確保、街並景観の向上 ・植栽地は歩道等の植樹帯、植樹樹
市	商業系地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道等の緑陰の形成や快適な交通環境の確保 ・多様な道路の利用形態を考慮した歩車道が一体となった都市景観の形成 ・植栽地は歩道等の植樹帯、植樹樹、分離帯、交通島等
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路 ・その他の道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系地域の幹線道路、その他の道路に準じる
部	工業系地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等に対する快適な交通環境の形成や交通安全の確保 ・工場施設等と地域の景観の調和、地域景観の向上 ・住居等が混在する場合は、住居系地域や非住居系地域の商業系地域に準じた対応とする ・植栽地は歩道等の植樹帯、植樹樹、分離帯、交通島等
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路 ・その他の道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系地域の幹線道路、その他の道路に準じる
地方	集落地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・幹線道路 ・補助幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に対する快適環境の形成、交通安全の確保および住宅地の良好な生活環境の保全 ・集落景観や周辺自然景観との調和 ・植栽地は植樹帯、植樹樹、分離帯、交通島等
	一般地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路 ・幹線道路 ・補助幹線道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の確保および景観調和 ・自然景観が優れた区間では自然景観の保全 ・植栽地は道路法面等
その他	都市を代表する道路		<ul style="list-style-type: none"> ・都市を代表する道路にふさわしい風格や地域の個性を表現する景観の形成、向上 ・植栽地は植樹帯、分離帯、交通島等 ・道路幅員や沿道状況に対応した配置
	景勝地の道路		<ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観や自然環境の保全 ・外景観を取入れた借景型の道路緑化 ・休憩や展望のための道路園地の設置 ・植栽地は道路法面等が主体

参考資料) 道路緑化技術基準・同解説

表 6-2-2 道路の緑化に係る制約条件

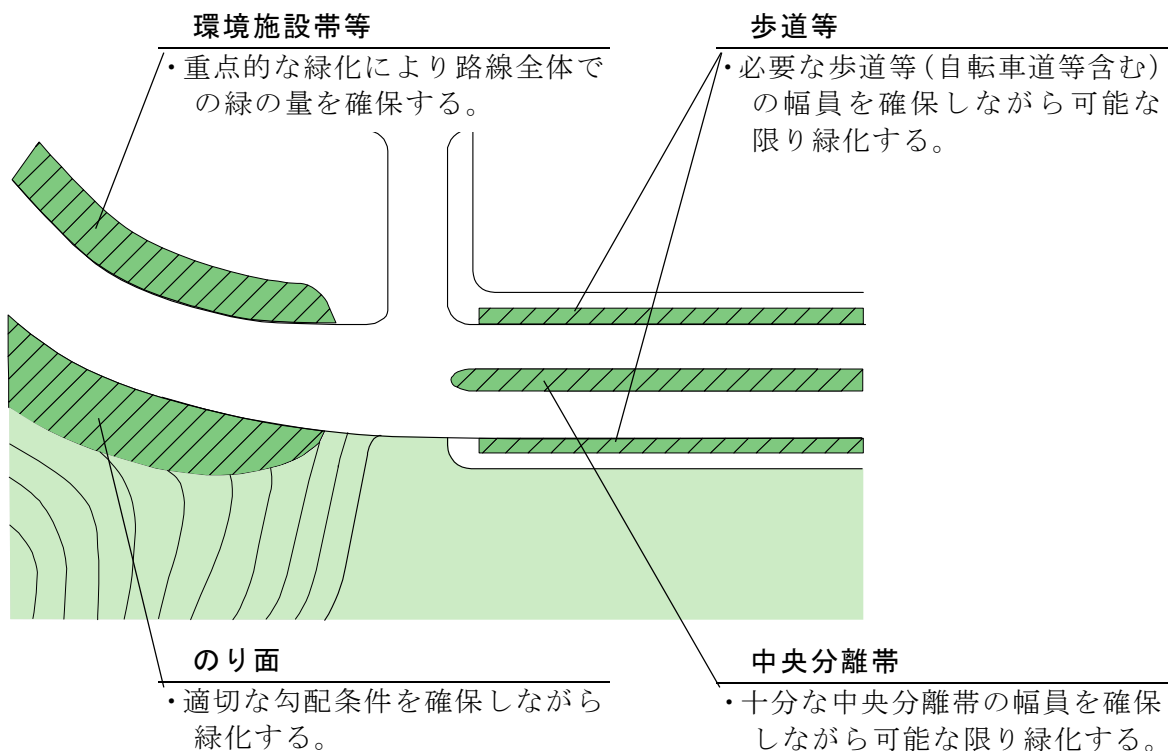
種 別	内 容
道路構造規格（標準横断）	<ul style="list-style-type: none"> 道路は、道路構造令により、歩道、中央分離帯、環境施設帯等の施設毎に標準横断構成が定められており、緑化を検討する際にはこれらとの整合を確保する必要がある。
道路交通の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 車両通行や歩行者の安全確保のため、道路構造令により定められている建築限界を遵守するとともに、一定の見通し（視距）を確保する必要がある。
道路付帯施設、占有物に係る制約	<ul style="list-style-type: none"> 信号や道路標識、電柱・架空線等の地上施設のほか、様々な地下占有物（水道やガス管、埋設ケーブル等）があり、それらの機能を損なわないよう留意する必要がある。
生活環境に係る制約	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地や商店街等では、落葉や花粉の飛散、害虫の発生等により生活環境が損なわれることのないよう、樹種選定や樹木の管理に特に留意を要する。

2-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、道路の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 歩道等 — ・歩道等の最低幅員を確保し、植樹帯又は植樹柵の設置等により可能な限り緑化する。
- ・植樹帯の幅員は、原則として、高木又は中木を植栽する場合は1.5 m以上とし、1.5 m未満の場合は生垣及び低木を主体とする。
- 中央分離帯 — ・道路交通の安全等を確保しながら可能な限り緑化する。
- ・原則として、高木又は中木の植栽は中央分離帯の幅員が1.5 m以上の場合とし、1.5 m未満の場合は生垣及び低木を主体とする。
- のり面 — ・植物の生育を考慮しできるだけ緩勾配とした上で、勾配条件に適した植物により可能な限り緑化する。
- 環境施設帯等 — ・広幅員の環境施設帯やポケットパークの設置等により、重点的に緑化を行う場所を設け、路線全体での緑の量の確保に努める。



2-3 樹種選定に係る留意事項

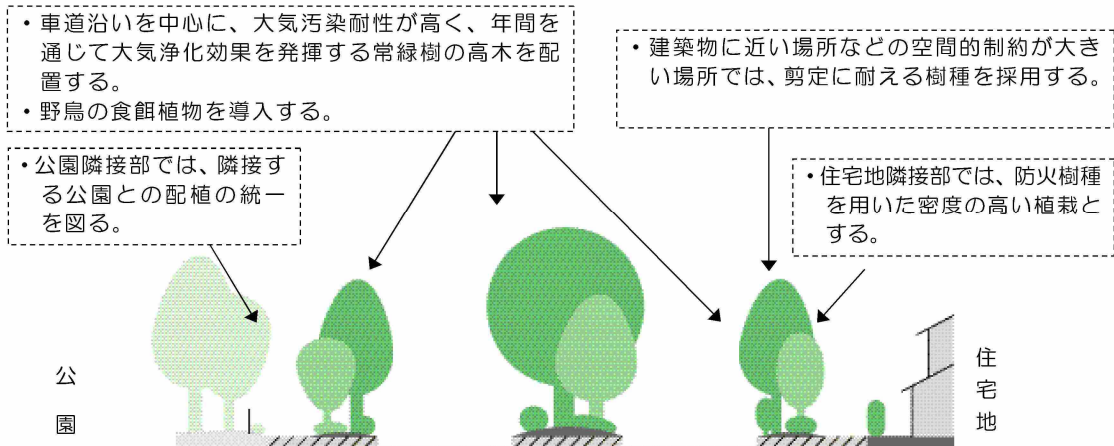
(緑化基準)

道路緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

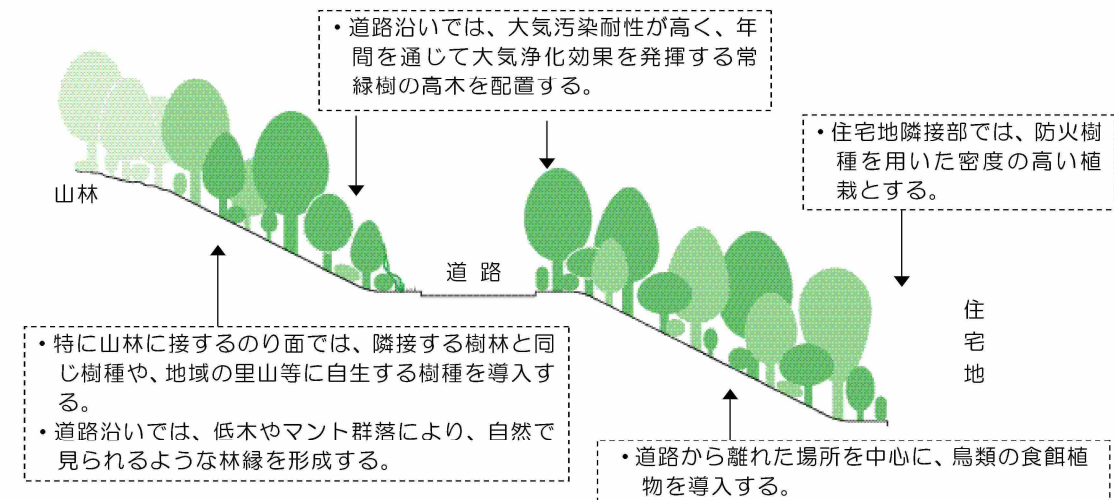
- (1) できるだけ、周辺地域に自生するもの、周辺地域の歴史・文化的特性や景観との調和が得られるものを基本とする。
- (2) 樹形の美しさだけでなく、樹木の形態や性質と道路の空間的制約や住民意識との整合を十分考慮する。
- (3) 道路の劣悪な環境条件への耐性或適合性から確実な生育が得られるものであることを確認する。
- (4) できるだけ、病虫害の発生が少なく剪定等に強い管理の容易なものとする。
- (5) 大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）や防火機能を重視する場所では、一般にこれらの効果が高い常緑樹を主体とする。
- (6) 多量に調達可能なものであることを確認する。

- 道路では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<歩道や中央分離帯等における樹林帯の形成>



<のり面等における樹林の形成>



2-4 管理に係る留意事項

道路における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 緑化計画の段階で、環境への適応性や剪定の必要性等を十分考慮し、過度な管理をできるだけ避けるように努める。
- (2) 長距離にわたる場合も多い緑化区間全体を効率的に点検、管理することができるよう、計画立った着実な対応に努める。
- (3) 大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）を重視する場所では、定期的な更新管理を行い、生育活性が高い樹林の状態を維持する。
- (4) 防火機能を重視する場所では、落葉、落枝や枯れ草等の管理に留意する。
- (5) 管理作業を通じて生じる刈草等の多量の植物発生材の資源化・リサイクルに努める。
- (6) 地域に親しまれる道づくりを目指し、地域住民等と一体となった管理体制の確立に努める。

- 道路の植栽は、道路交通の安全確保等に係る様々な制約条件との整合を図る必要があるとともに、大気汚染をはじめ厳しい環境下にさらされる中で確実に育成していく必要があることから、一定の維持管理を継続的に行っていくことが不可欠である。
- また、既設を含む所管の緑化区間は総延長が長距離に及ぶことから、維持管理に要する手間やコストが過大なものにならないよう留意する必要があるとともに、植物発生材の処理等を通じた環境負荷の低減に努める必要がある。

3 学校

3-1 基本的な緑化の機能、効果

学校の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 地域のシンボルとなり郷土愛を育む緑の拠点の形成
- (2) 学習環境の保全、向上
- (3) 環境教育のための教材の提供
- (4) 地域における災害時の安全な避難地の提供

- 学校の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。

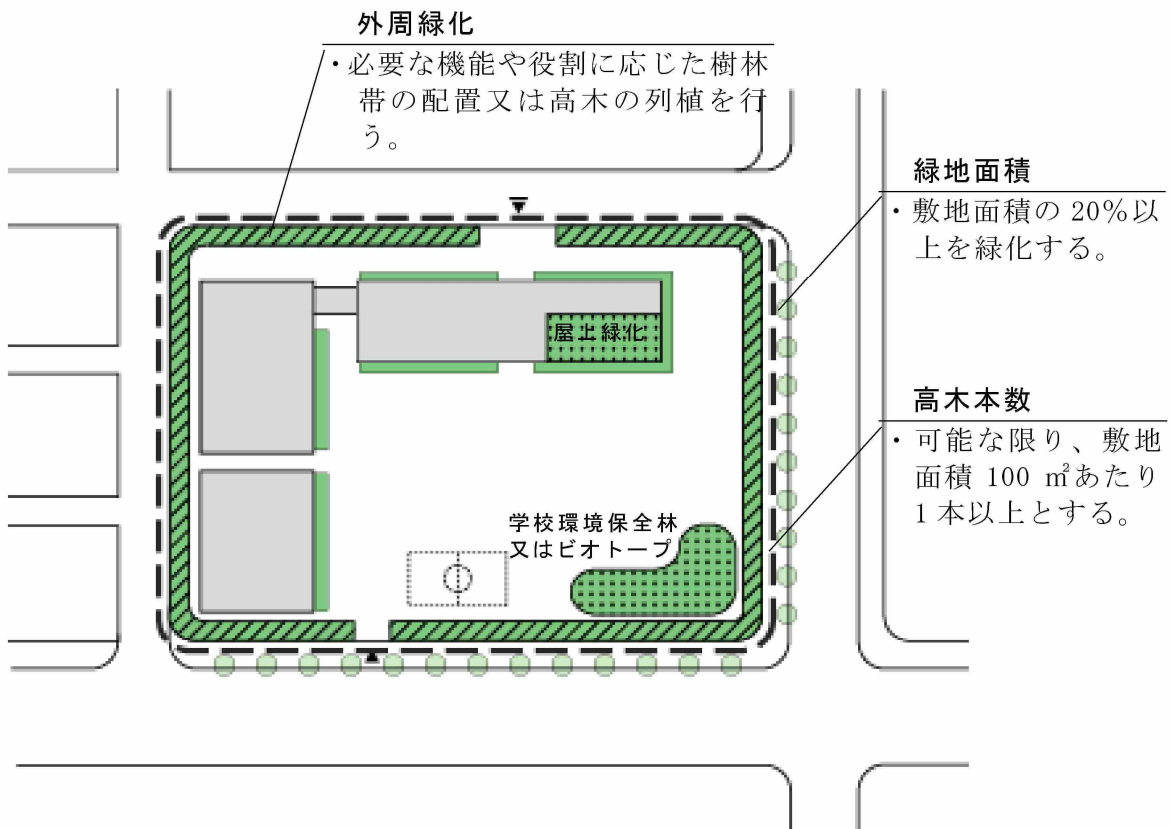
- ① 地域に見られる他の緑との関連を考慮しながら、地域における緑の拠点としての位置づけを明確にする。
- ② 地域の社寺林や里山、道路や公園等の緑との一体性が得られる植栽構成を考慮する。
- ③ 楽しく快適に学ぶことのできる花と緑あふれる環境形成に努める。
- ④ 完全に閉じた空間を演出するのではなく、災害時の避難地等としての位置づけを考慮し地域に開かれたイメージの確保にも留意する。
- ⑤ 生徒や父母、地域の人々の参加による計画づくり等により、地域の連帯感の醸成にも寄与するよう努める。

3-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、学校の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 緑地面積——
- ・敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・学校ビオトープを造成する場合は、その全体を緑地面積に含めることができる。
 - ・運動場に関しては、緑化が困難である部分の面積を敷地面積から除外することができる。
- 高木本数——
- ・周辺の状況を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。
 - ・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。
- 外周緑化——
- ・敷地周囲には、地域におけるシンボル性や学習環境の保全、避難地としての安全確保等を考慮した樹林帯の配置や高木の列植を行う。



3-3 樹種選定に係る留意事項

学校緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

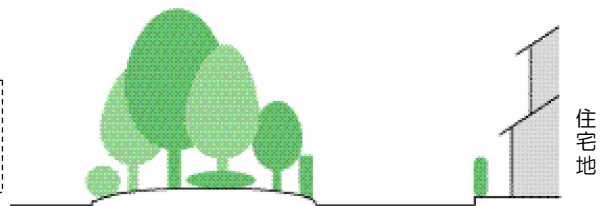
- (1) 学校生活に対する世代を通じた思い出づくりに役立つよう、寿命が長いもの、大径木となるもの、四季を象徴的に表すもの等を積極的に選定する。
- (2) 地域のシンボルとして、できるだけ、地域の自然や歴史、文化にゆかりの深いものを中心とする。
- (3) 学習の教材としての観点からは、花や実がなり、鳥や虫を集めやすいこと等も考慮する。
- (4) 広い木陰をつくり気持ちよい休憩場所を提供するもの等にも目を向ける。
- (5) 避難地としての安全を確保する必要がある場所では、防火性の高い常緑樹を主体とする。

- 学校では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<外周部の樹林帯の形成>

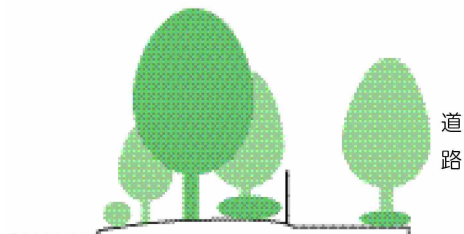
【住宅地との隣接部】

- ・防火樹種を中心として、生け垣などを用いた密度の高い植栽とする。
- ・野鳥の食餌植物を導入する。



【地域の主要道路との隣接部】

- ・大気浄化効果の発揮と敷地外からの遮蔽を考慮し、道路側は常緑樹を用いた密度の高い植栽とする。
- ・街路樹との配植の統一を図る。
- ・野鳥の食餌植物を導入する。



<水辺のビオトープの形成>

- ・石、砂、土、木などを用いて、生物が利用できる隙間の多い空間を形成する。

- ・外周部の樹林帯との隣接部では、低木やマント群落の形成により、自然の林に見られるような林縁を形成する。
- ・野鳥の食餌植物を導入する。

- ・底の形状を工夫し、水深に変化を付ける。
- ・基盤材の工夫により、安定した植生基盤を整える。
- ・ゴムシートなどによって防水を図る。

- ・ポンプによる循環や人力による定期的な水の入れ替えにより水質の維持を図る。
- ・定期的な雨水や水道水の補給により水面を一定に保ち、植生帯の安定を図る。

※このようなビオトープを形成する場合は、水域等を含めその全体を緑地面積に含めることができる。

3-4 管理に係る留意事項

学校における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 高木はできるだけ自然樹形で1本1本を大きく育てるようにする。
- (2) 既に大木、老木となっているものに対しては、病虫害の防除等の保護対策を特に重点的に実施する。
- (3) 防火機能の確保を図る場所では、落葉、落枝や枯れ草等の管理に留意する。
- (4) 生徒や父母、地域の人々を交えた管理体制を確立し、これによる取組を通じて、地域の緑の拠点としての位置づけを高める。

- 学校の植栽（特に高木）は、世代を通じた人々の思い出を形成しながら、地域に欠かせないシンボルとしての役割を果たすことが求められるものであり、できるだけ1本1本を大切に育てていくという視点が求められる。
- また、維持管理の取組は、地域のシンボルにふれながら、生徒や父母、地域の人々の連帯感や郷土愛の醸成を図る場として活用することが求められる。

4 公営住宅

4-1 基本的な緑化の機能、効果

公営住宅の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) うるおいのある快適な生活環境の保全・創出
- (2) 良好な地域景観の形成への寄与

- 公営住宅の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。
 - ① 住棟の配置等にあわせて、花や緑を効果的に配置する。
 - ② 敷地の周囲等では、道路や公園等の既存の緑との一体性を考慮しながら、良好な地域景観の形成を図る。
 - ③ 火災の延焼防止等を考慮し密度の高い樹林等の形成を図る場合は、一定の見通しの確保等により犯罪防止にも留意する。
 - ④ 団地住民等との協議を十分に行う。

4-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、公営住宅の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

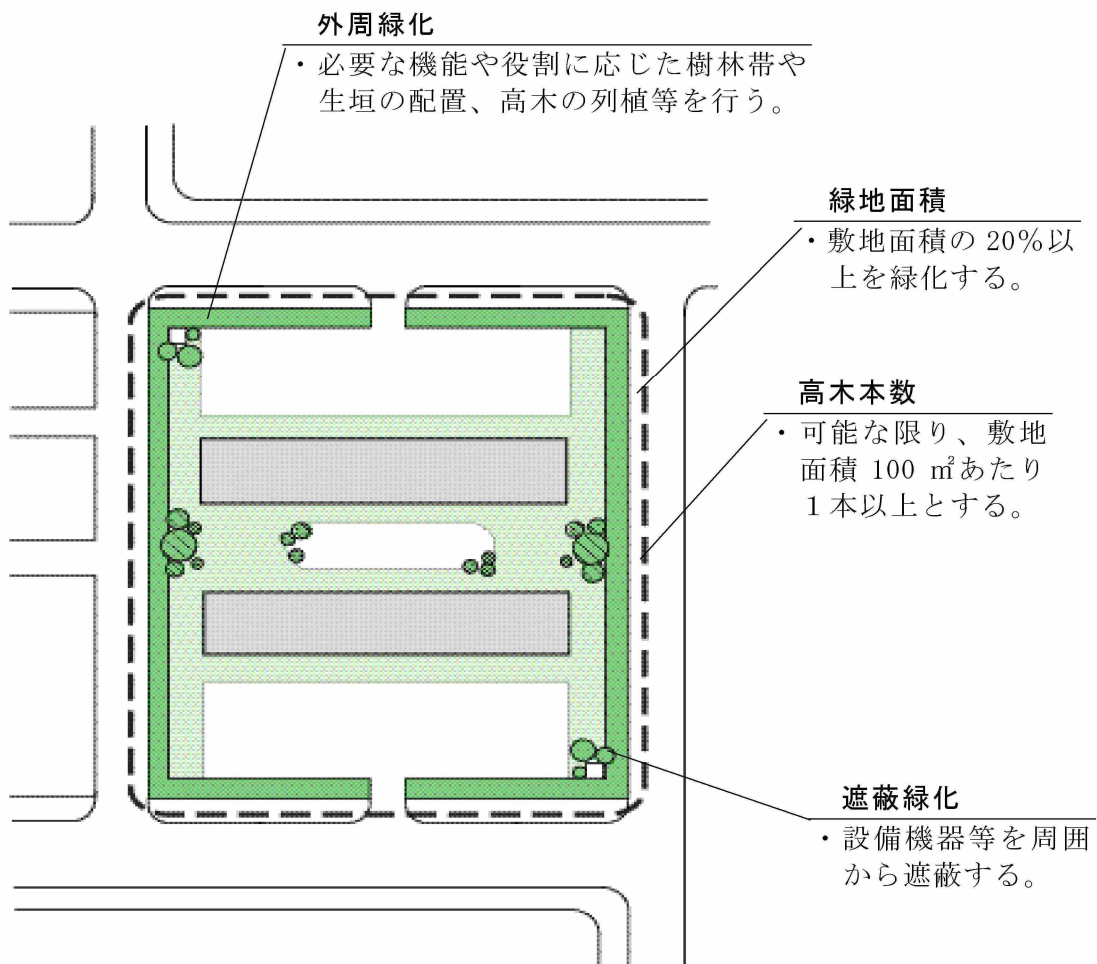
緑地面積——・敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。

高木本数——・周辺の状況を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。

・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。

遮蔽緑化——・受水槽や浄化槽等の周囲は生垣等により効果的に遮蔽する。

外周緑化——・敷地外周部は、生活環境の保全、良好な地域景観への寄与、火災被害の拡大防止等を考慮した樹林帯や生垣の配置、高木の列植等を行う。



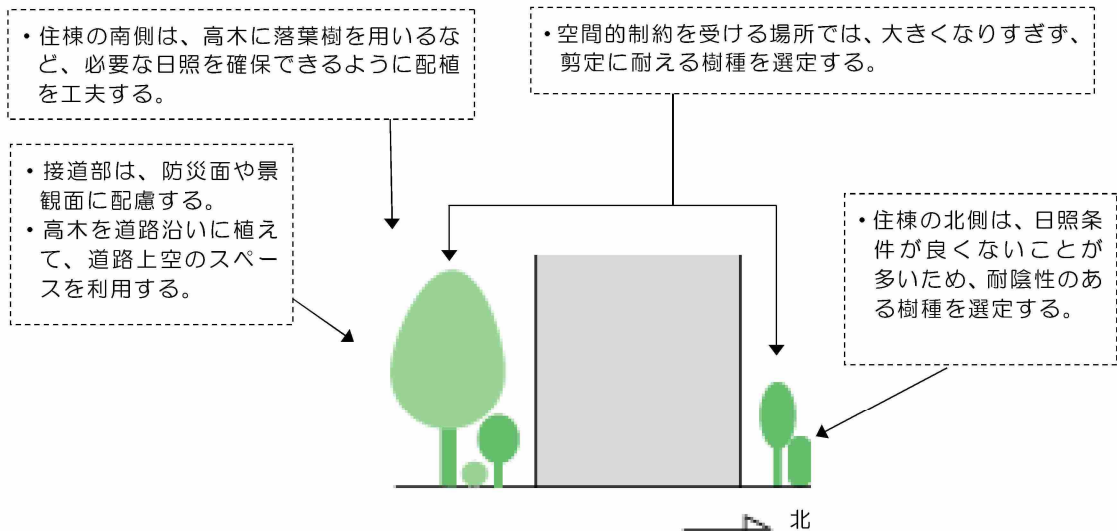
4-3 樹種選定に係る留意事項

公営住宅の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

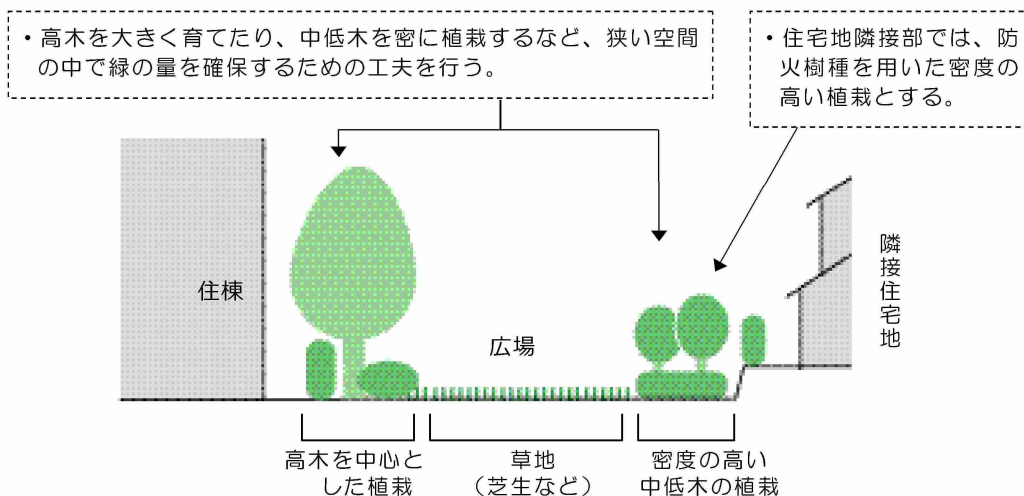
- (1) 敷地内及び地域の景観向上に配慮する。
- (2) 生垣に用いる樹種は下枝が上がりにくく刈込みに強いものを中心とする。
- (3) 花粉症やかぶれ等の発症、悪臭の発生等により、人の健康や生活環境の快適性を損ねるものでないことに留意する。
- (4) 建築物等の配置による日照条件に留意する。
- (5) 火災被害の拡大防止を図る箇所では防火性の高い樹種を中心とする。

- 公営住宅では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<住棟との位置関係を踏まえた多様な緑の育成>



<空地等を活用した豊かな緑の形成>



4-4 管理に係る留意事項

公営住宅における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 高木はできるだけ自然樹形で1本1本を大きく育てるようにする。
- (2) 病虫害等の発生を防除する。
- (3) 草刈りや枯れ枝の除去、必要な剪定を行い、美観を保つ。
- (4) 防犯面も考慮し、一定の見通しの確保等も考慮しながら剪定等を行う。
- (5) 火災被害の拡大防止を図る場所では、落葉、落枝や枯れ草等の管理に留意する。
- (6) 団地住民との協力による管理体制の確立を図り、維持管理コストの低減に努める。

- 公営住宅の植栽は、住環境の快適性を高めるためのものであり、病虫害の発生や美観の悪化等により住環境を損ねるものとならないよう、適切に維持管理を行っていく必要がある。
- ただし、公営住宅の敷地内は、一般的には、そこに居住する人々が半占用的に利用する空間であり、維持管理等への住民自身の参加を最大限に促し維持管理コストの低減に努める必要がある。

5 都市公園

5-1 基本的な緑化の機能、効果

都市公園の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 面的まとまりのある恒久的な緑地の形成と保全
- (2) 地域における多様な緑とのふれあい拠点の創出
- (3) 身近な自然とのふれあいの場の提供
- (4) 地域における災害時の安全な避難地の提供

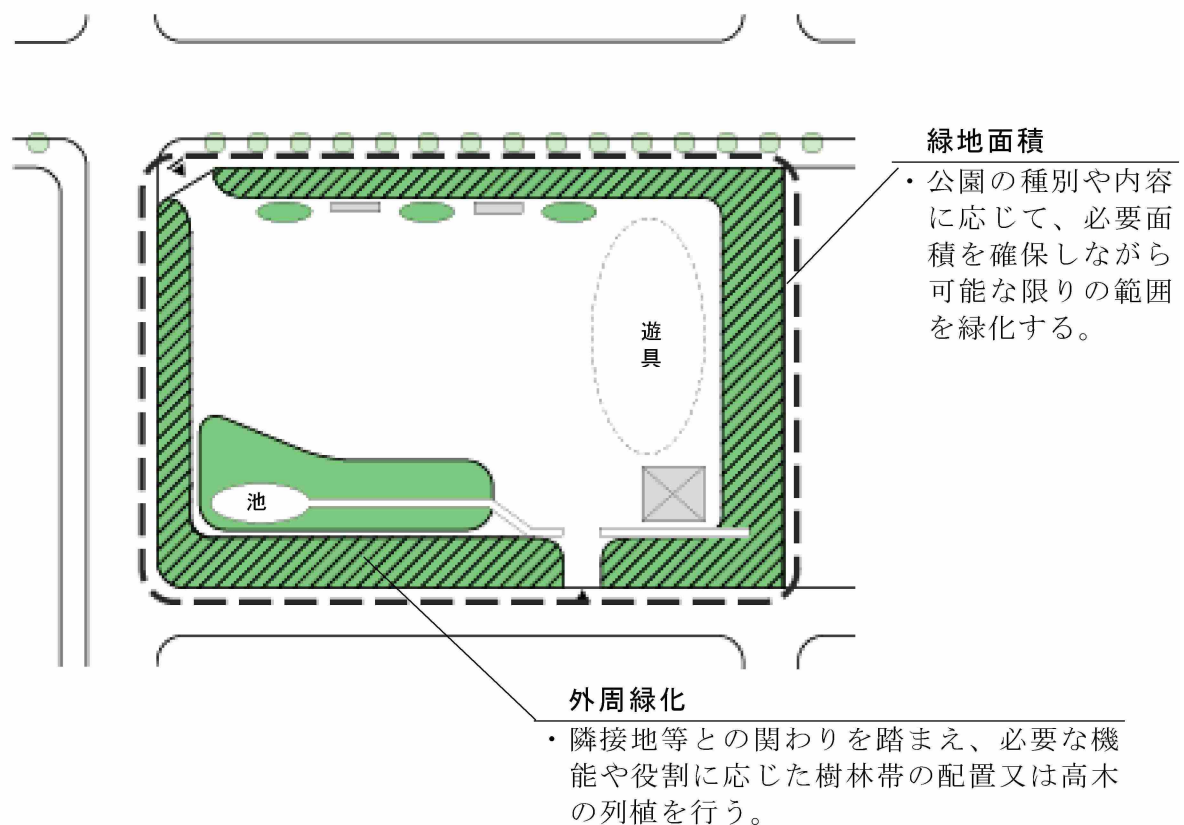
- 公園の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。
 - ① 災害時の安全な避難地の提供を含め、地域における公園の位置づけや役割を明確にする。
 - ② 既存の樹林や植生を可能な限り保全するとともに、新たな植栽により公園全体での緑の量の確保に努める。
 - ③ 公園の利用内容や利用動線にあわせ、機能を明確にしながら花や緑を効果的に配置する。
 - ④ 道路や庁舎等の他の公共施設との一体性を考慮しながら、積極的に、良好な地域景観の形成を図る。
 - ⑤ 敷地内の既存の樹林や周辺の里山、社寺林等を参考に、地域の自然を取り込んだ植栽構成を考慮する。
 - ⑥ 地元住民等との協議を十分に行い、行政と住民等との協働による公園づくりの取組の実施を考慮する。（「香川県緑化推進基本計画 みどりの創造プランー 緑づくりの参考事例」の「シンボル緑地づくり」に関する資料等を参照。）

5-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、都市公園の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 緑地面積——
- ・街区公園及び運動公園は、敷地面積の30%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・近隣公園、地区公園、総合公園は、敷地面積の50%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・特殊公園は、可能な限り、樹木又は草花、地被類により緑化する。
- 外周緑化——
- ・敷地外周部では、避難地としての安全確保や大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）、生物の生息環境の提供等を考慮した樹林帯の配置や高木の列植等を行う。



5-3 樹種選定に係る留意事項

都市公園の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 整形式、自然式等のそれぞれの設計要件にあった形態及び性質を持つものとする。
- (2) できるだけ、周辺地域に自生するものを考慮した樹種構成を考慮し、身近な自然とのふれあいの場の提供を図る。
- (3) 大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）や防火機能を重視する場所では、一般にこれらの効果が高い常緑樹を主体とする。
- (4) 多量に調達可能なものであることを確認する。

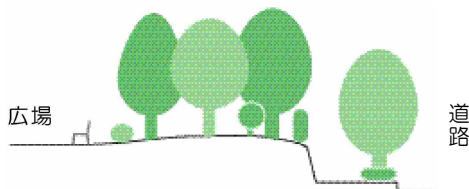
- 都市公園では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<外周部の樹林帯の形成>

【道路との隣接部】

- ・防火樹種を中心とする。
- ・野鳥の食餌植物を導入する。
- ・公園としての利用に配慮し、花類を織り交ぜる。

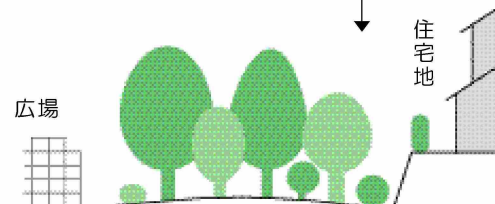
- ・自動車からの騒音や排気ガスの影響を緩和し、公園としての環境を高めるため、道路沿いでは植栽密度を高くする。
- ・街路樹との配植の調和を図る。



【住宅地との隣接部】

- ・防火樹種を中心とした密度の高い植栽とする。（防犯を考慮する必要がある場合は、見通しの確保にも配慮する。）
- ・野鳥の食餌植物を導入する。
- ・公園としての利用に配慮し、花類を織り交ぜる。

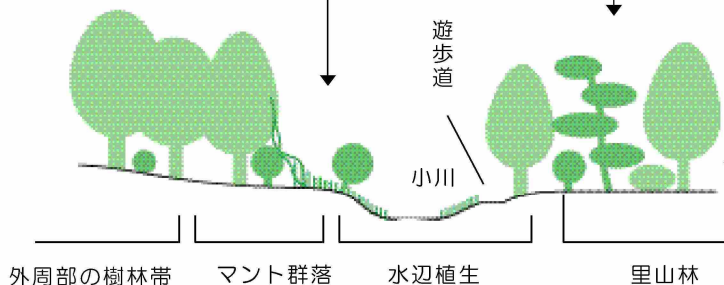
- ・住宅沿いでは低木を中心とするなど、樹木が住宅の敷地にかからないような配植とする。



<里山のビオトープの形成>

- ・既存の水路を改良し、水辺の樹木や草本を植栽する。
- ・岸辺にマント群落や低木を配置し、環境に連続性を持たせる。

- ・近くの里山に見られる樹林を目標とする。
- ・野鳥の食餌植物を導入する。
- ・公園としての利用に配慮し、花類を織り交ぜる。



- ・盛土などにより起伏を設け、変化のある基盤条件を形成する。

※このようなビオトープを形成する場合は、水域等を含めその全体を緑地面積に含めることができる。

5-4 管理に係る留意事項

都市公園における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 公園利用の内容に即した適正な管理の水準及び内容とする。
- (2) 広面積にわたる公園の敷地全体を効率的に点検、管理することができるよう、計画立った着実な対応に努める。
- (3) 大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）を重視する場所では、定期的な更新管理を行い、生育活性が高い樹林の状態を維持する。
- (4) 防火機能を重視する場所では、落葉、落枝や枯れ草等の管理に留意する。
- (5) 管理作業を通じて生じる刈草等の多量の植物発生材の資源化・リサイクルに努める。
- (6) 人々と緑とのふれあいの機会を提供するため、地域住民等と一体となった管理体制の確立に努める。

- 公園は、恒久的な緑地を形成、担保する場であるとともに、人々の身近な緑や自然とのふれあいの場として活用されるものであるため、求められる機能に応じて、植栽等の維持管理を継続的に行っていく必要がある。
- また、所管の公園の総面積は広大に及ぶことから、維持管理に要する手間やコストが過大なものにならないよう留意する必要があるとともに、植物発生材の処理等を通じた環境負荷の低減に努める必要がある。
- さらに、公園の維持管理の取組は、行政と住民等との協働による公園づくりの取組を継続的なものとし、人々の「地域の緑は地域でつくる・まもる」といった意識を高めていくための機会として活用を考慮することが求められる。

6 庁舎等

6-1 基本的な緑化の機能、効果

庁舎等（庁舎、社会福祉施設、病院、浄水場、下水処理場、その他の公共施設）の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 地域における緑化推進の拠点
- (2) 新しい緑化のモデルの提供
- (3) 良好な地域景観の形成への寄与
- (4) 人々の日常的な利用施設としての魅力や快適性の向上

- 庁舎等の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。

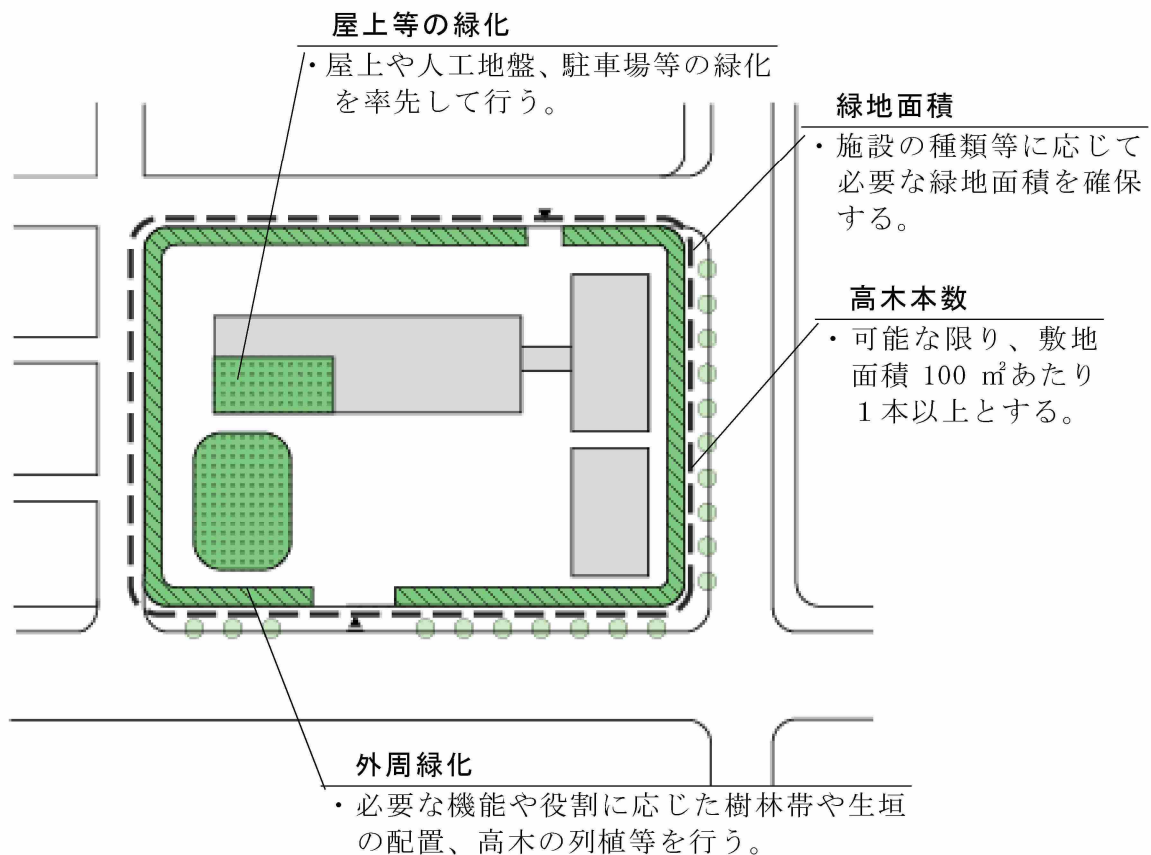
- ① 地域における緑化推進の拠点として、積極的に、敷地全体での緑の量の確保に努める。
- ② 環境配慮型の緑化、建物緑化等の新しい課題や技術に対応した緑化の実施に努める。
- ③ 道路や公園等の他の施設との一体性を考慮しながら、積極的に良好な地域景観の形成を図る。
- ④ 建物等の配置や敷地内の動線にあわせ花や緑を効果的に配置し、うるおいのある空間の創出に努める。
- ⑤ 地元住民等との協議を十分に行うとともに、関係部局間の連携体制の構築を主体的に行うよう努める。

6-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、庁舎等の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 緑地面積** —
- ・庁舎、社会福祉施設、病院は、敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・浄水場、下水処理場は、敷地面積の30%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。
 - ・その他の公共施設は、上記を参考としながら、施設内容や規模に応じて積極的に緑化する。
- 高木本数** —
- ・周辺の状況を踏まえ、可能な限り、敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。
 - ・高木本数には敷地造成前より保全された既存の樹林等の高木の本数を含む。
- 屋上等の緑化** —
- ・建築物等を主体とする庁舎等においては、屋上や人工地盤、駐車場の緑化を率先して行うこととする。
- 外周緑化** —
- ・敷地外周部は、利用施設としての魅力や快適性の向上、良好な地域景観への寄与、火災被害の拡大防止等を考慮した樹林帯や生垣の配置、高木の列植等を行う。



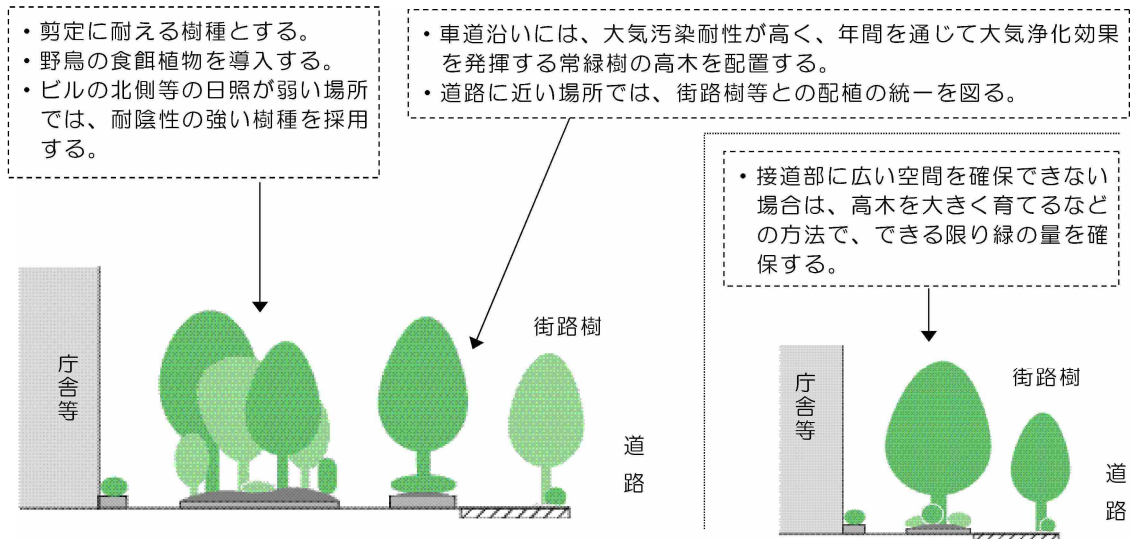
6-3 樹種選定に係る留意事項

庁舎等の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 敷地内及び地域の景観向上に寄与する樹形が美しい高木を積極的に用いる。
- (2) 火災被害の軽減や生物の生息環境の提供、大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）等を考慮した樹種構成とし、環境配慮型の緑化に努める。
- (3) 建築物の配置等による日照条件に留意する。
- (4) 屋上や人工地盤の緑化では、大気汚染や乾燥等に強いものを基本に、確保可能な有効土層厚に応じて選定する。

- 庁舎等では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<外周部の緑豊かな樹林帯の形成>

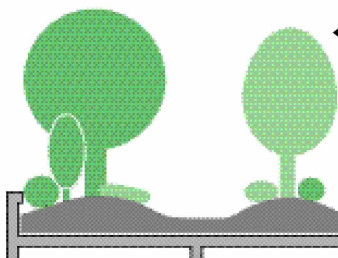


<建築物の緑化>

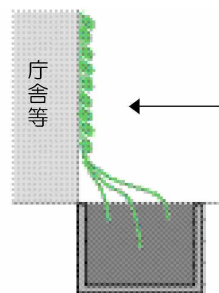
【屋上緑化】

- 敷地の外周部では、耐風性の強い樹種を採用し、密度の高い植栽とすることで風の進入を防ぐ。
- 高木仕立てを避ける。

- 敷地中央部を中心に、野鳥の食餌植物を導入する。



【壁面緑化】



- 壁面の条件を考慮して、適切な植物種や補助資材（不要の場合もあり）を採用する。
- ビルの北側等の日照が弱い場所では、耐陰性の強い樹種を採用する。

※ 屋上からツル植物を下垂させる方法もあります。

- 半永久的な植栽基盤の整備が難しい場合には、プランターやコンテナを用いた簡易的な緑化を行う。
- 耐荷重量が小さく、樹木の生育に必要な土層厚を確保できない場合は、芝生などの草本類による緑化を行う。

6-4 管理に係る留意事項

庁舎等における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 高木はできるだけ自然樹形で1本1本を大きく育てるようにする。
- (2) 病虫害等の発生を防除する。
- (3) 草刈りや枯れ枝の除去、必要な剪定や花壇の手入れ等を着実にを行い、美観を保つ。
- (4) 大気浄化（大気汚染緩和、二酸化炭素吸収・固定）を重視する場所では、定期的な更新管理を行い、生育活性が高い樹林の状態を維持する。
- (5) 防火機能を重視する場所では、落葉、落枝や枯れ草等の管理に留意する。
- (6) 屋上や人工地盤上の植栽地では、特に、基盤の状態及び給水・排水施設等の維持管理を徹底する。

- 庁舎等では、建築物緑化、環境配慮型の緑化等の新たな課題や技術に対応した緑化を率先的に行うことが求められるが、これらの緑化では、特定の機能の確保や特殊な環境への適応を図りながら植物の育成を図るため、適切な維持管理を行うことが特に重要となる。
- こうした新たな緑化について、維持管理を含めた技術的蓄積、コスト面のデータの蓄積を図り、緑化事業全体のモデルの提供に努めることが求められる。

7 港湾

7-1 基本的な緑化の機能、効果

港湾の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 海岸生態系の保全、再生
- (2) 海辺の自然や水と緑にふれあえる場の提供
- (3) 物流、生産施設等の修景及び騒音等の緩和
- (4) 港湾の労働環境や利用環境の快適性の向上
- (5) 潮風や飛砂による後背地への被害の防止
- (6) 災害時の安全な避難地の提供

- 港湾の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。
 - ① 港湾は、海に面した本県の玄関口としての役割を担うべき空間であり、積極的な緑化の推進により魅力ある空間の創出に努めることが求められる。
 - ② 港湾では、陸域の緑とともに、隣接する海域の緑（干潟や藻場等）の保全、創出や護岸形態の工夫等を緑化の取組の一環と捉え、豊かな海岸生態系の保全、再生や、水と緑にふれあえる憩いの場の創出等に努める。
 - ③ 港湾施設の配置や利用動線等にあわせて花や緑を効果的に配置し、施設機能が優先しがちな港湾におけるうるおいの創出や快適性の確保に努める。
 - ④ 敷地内の環境保全とともに、後背地との関連を考慮した植栽の機能や配置を検討する。
 - ⑤ 隣接する港湾施設等との連携を図り、海岸線全体での緑化の推進を考慮する。

7-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、港湾の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

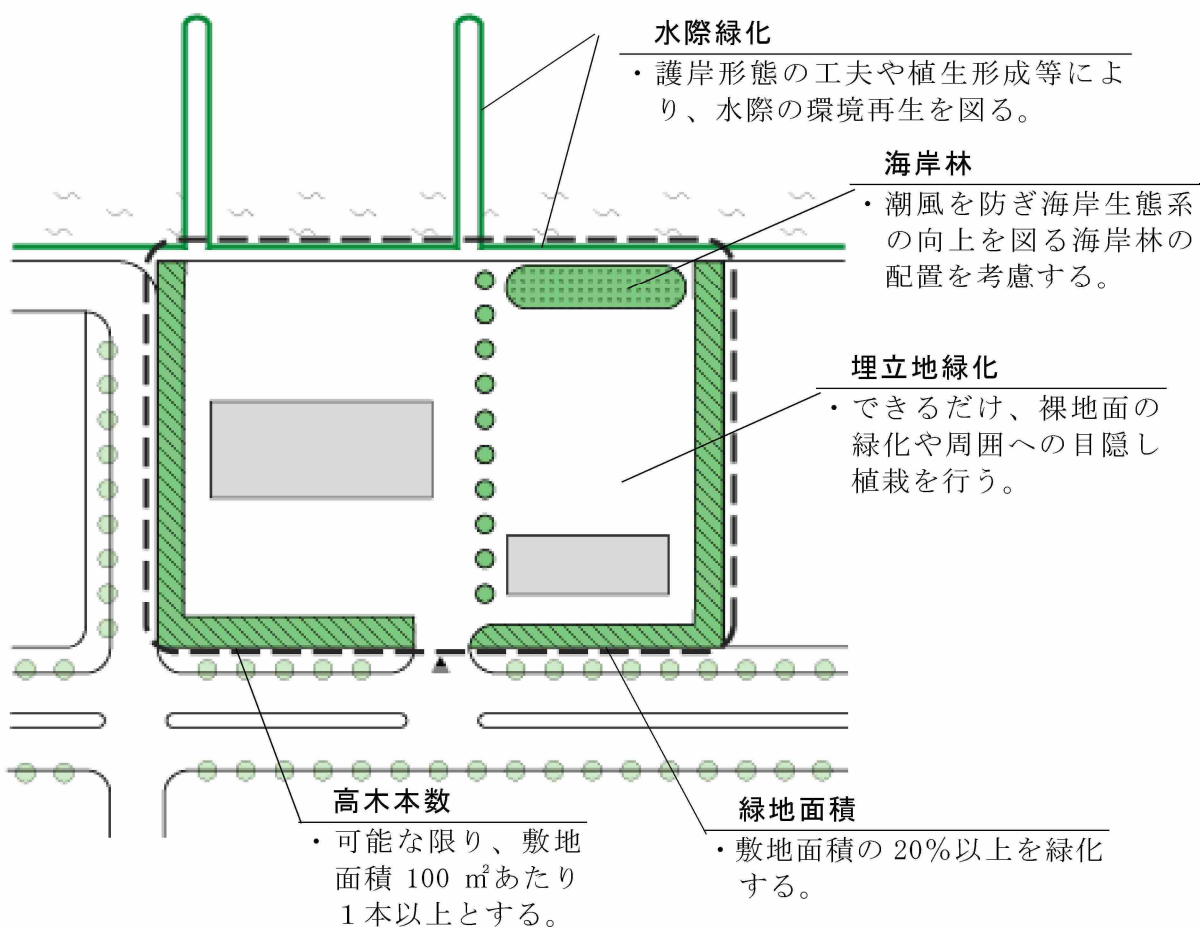
緑地面積 — ・港湾法第2条第4項の臨海地区内に県が所有し管理する同条第5項の港湾施設（旅客施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設に限る。）の敷地面積の20%以上を、樹木又は草花、地被類により緑化する。

高木本数 — ・周辺の状態を踏まえ、可能な限り、上記敷地面積100㎡あたり1本以上の高木本数とする。

埋立地緑化 — ・埋立後上部利用がなされるまでの間が数年にわたる場合、又は上部利用の見込みが立っていない港湾関連の埋立地は、可能な限り、地被類等による表面被覆、周囲への目隠し植栽を行う。

海岸林 — ・接岸部等には、後背への潮風等を抑制する海岸林の配置を考慮する。

水際緑化 — ・海岸部では、護岸の石積化や緩傾斜化、干潟や藻場の形成等により親水性の確保及び生態系の保全・向上を図る。



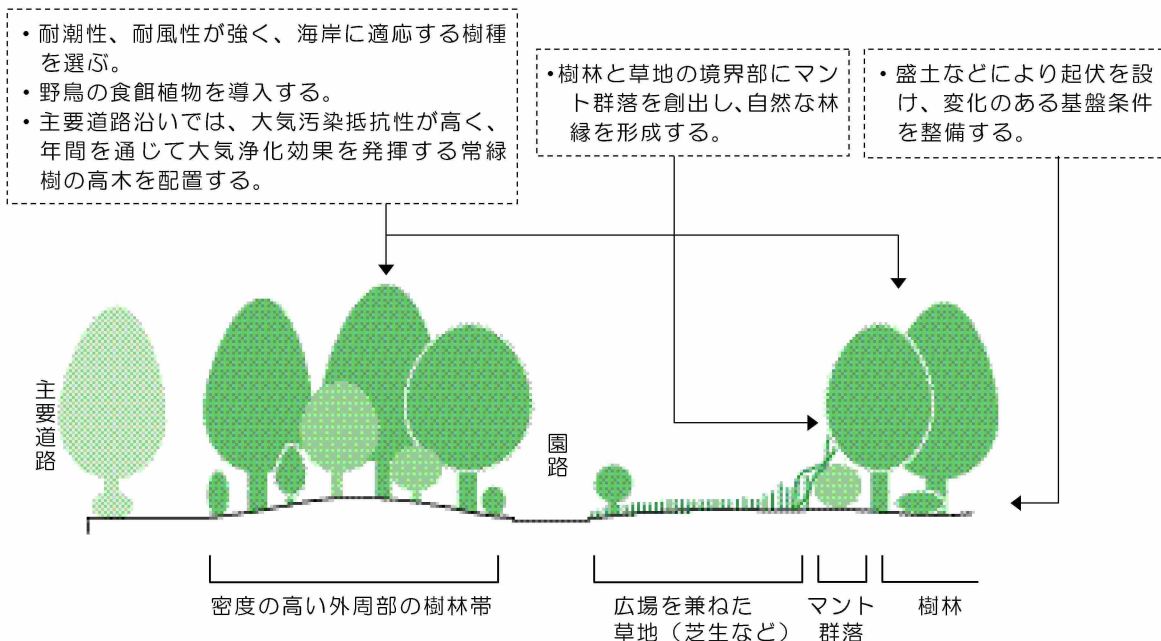
7-3 樹種選定に係る留意事項

港湾の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

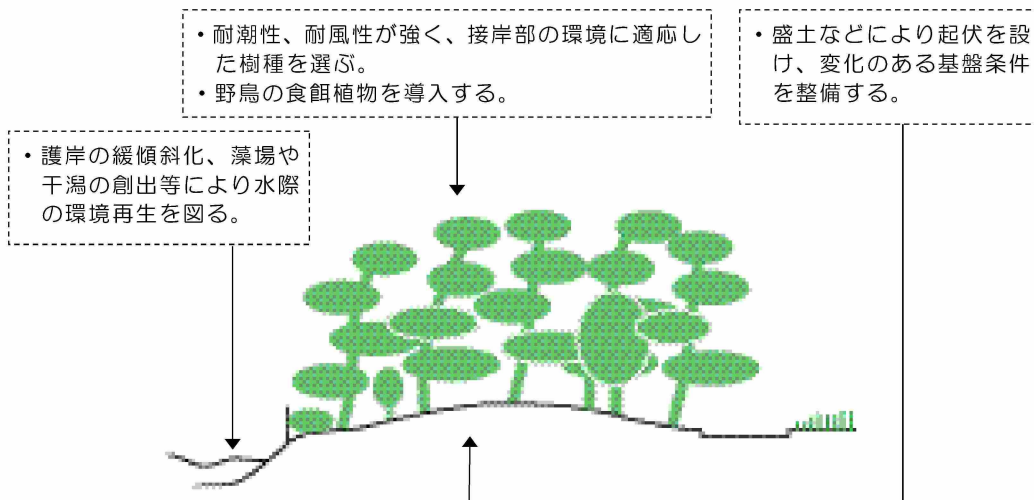
- (1) 海岸部特有の環境条件に適応する耐塩性や耐風性のある樹種とする。
- (2) 海岸林の再生では、潮風の強さと部位に応じた選定を考慮し、最も海側では地被類や草本低木等、内陸に向かって順に中木、高木を配置する。

- 港湾では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<外周部の樹林対帯の形成>



<接岸部の環境再生>



7-4 管理に係る留意事項

港湾における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 高木はできるだけ自然樹形で1本1本を大きく育てるようにする。
- (2) 埋立地である場合が多く、一定の基盤改良がなされていることが多いが、事後の植栽の生育状況を継続的に確認し、必要に応じて改善措置を図る。
- (3) 夏期には、台風等による樹木の倒伏を避けるための剪定などの措置を行う。
- (4) 台風等の強風後には、樹木の倒伏の状況等を確認し、必要に応じて、枝葉に付着した塩分の除去などの対策を行う。

- 港湾の植栽は、強い潮風や土壌条件により厳しい環境下にさらされる中で確実に育成していく必要があることから、一定の維持管理を継続的に行っていくことが不可欠である。
- 維持管理の取組は、管理計画に基づいて着実にを行う必要があるとともに、強風時等には適宜巡回を行い、その結果に基づき対策を実施するといった臨機応変な対応が重要である。

8 河川

8-1 基本的な緑化の機能、効果

河川の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 河川生態系の保全、向上
- (2) 河川景観の向上
- (3) 河川の自然や水と緑にふれあえる場の提供
- (4) 水源涵養、水質浄化等の水環境保全
- (5) 堤防保護、土地の安定確保等による治水及び土砂災害防止への寄与

- 河川の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。
 - ① 線状に連続する河川の形態を生かし、広域的な緑のネットワークの形成を考慮する。
 - ② 陸域の緑とともに、護岸形態の工夫、抽水植物帯の創出等を河川における緑化の取組の一環と捉え、豊かな河川生態系の保全、再生や、水と緑にふれあえる憩いの場の創出等に努める。
 - ③ 線的空間としての連続性の確保とともに、流域の自然や社会のニーズに応じた緑化の機能や形態を考慮する。
 - ④ 河川法及び河川環境管理基本計画、河川区域内における伐採・植樹基準等との整合を確保しながら、堤防や高水敷、護岸等の部位に応じて効果的な緑の創出を図る。(河川区域内で植樹をする際の主な留意事項は表6-8-1参照。)
 - ⑤ 地元住民や団体等との協議を十分に行い、行政と住民等との協働による川づくり、緑づくりを通じて人々の川に対する意識の向上を図る。

表 6-8-1 河川区域内において植樹をする際の主な留意事項

植樹位置		植樹木		主な留意事項
		高木	低木	
掘込河道の河岸	管理用通路	○	○	・護岸構造に支障を与えないこと ・河川管理用車両の通行に支障を与えないこと
	河岸法面	○	○	・護岸の高さが H.W.L. 以上であること ・護岸構造に支障を与えないこと
堤防	裏小段	○	○	・樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないこと ・堤防保全上問題のない区間に限ること
	第1種側帯	×	○	・樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないこと ・堤防保全上問題のない区間に限ること
	第2種側帯	○	○	・高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないこと、かつ水防活動に資する場合に限ること ・堤防保全上問題のない区間に限ること
	第3種側帯	○	○	・高木の植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないこと ・堤防保全上問題のない区間に限ること
高水敷	死水域	○	○	・植樹間隔の基準を満たすこと
	有効域	○	○	・植樹間隔等の基準を満たすこと ・河道特性に応じた許容植樹密度等の基準を満たすこと
遊水池		○	○	・洪水時に流出しないと認められるものに限ること
湖沼の前浜		○	○	・高木の植樹密度は 1 本/0.1ha を最大限とすること
高規格堤防		○	○	・従来の計画堤防の堤防敷上の高規格堤防では、掘込河道の河岸における植樹の基準に準ずること

(注) 計画堤防とは、計画横断形の堤防に係る部分をいう

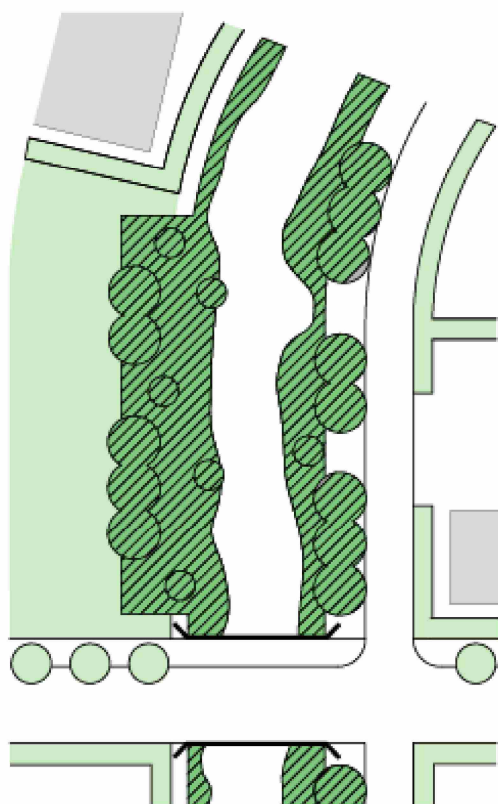
出典) 「河川における樹木の管理の手引き」 (財) リバーフロント整備センター 2000

8-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、河川の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 掘込河道 — ・河岸法面及び管理用通路を樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。
・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠する。
- 堤防 — ・樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。
・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠し、裏小段又は側帯を対象とする。
- 高水敷 — ・樹木又は草花、地被類により可能な限り緑化する。
— ・樹木を植栽する場合は、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」(平成10年6月 建設省)に準拠する。
- 水際緑化 — ・護岸及び河床部では、護岸の石積化や緩傾斜化、抽水植物帯の育成、
— 瀬や淵の形成等により親水性の確保及び生態系の保全・向上を図る。



※河川では、特に「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」との整合が得られる範囲で可能な限り緑化する。

※また、護岸や河床形態の工夫をあわせて行うことで、緑化効果を高めるようにする。

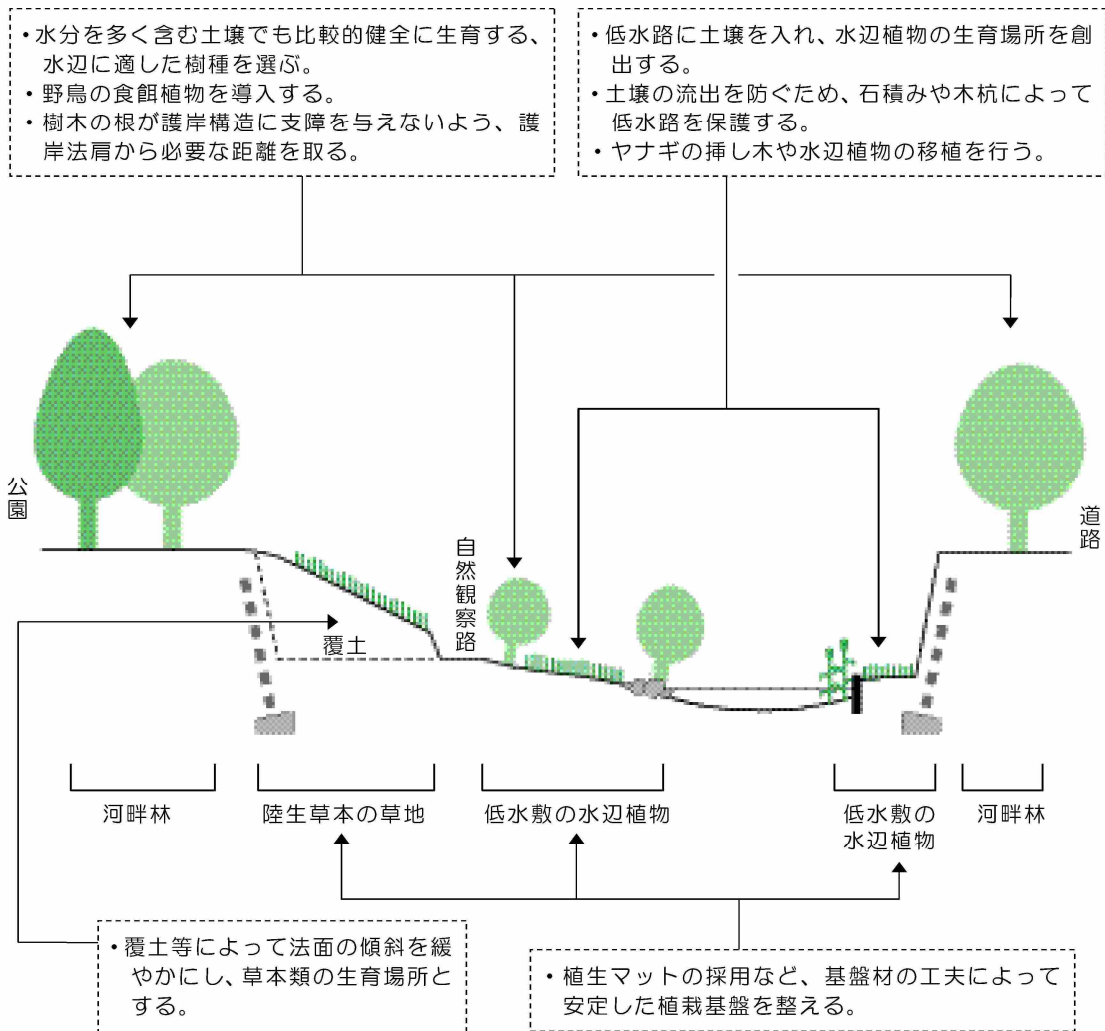
8-3 樹種選定に係る留意事項

河川の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) できるだけ、自然の河川にみられる水域から陸域への植生の推移帯（水辺のエコトーン）にあわせた樹種等の選定を考慮する。
- (2) 樹木については、植栽場所に応じて、根の伸張による堤防への影響を回避できること、出水時の流水に対し倒伏しにくいこと等を考慮する。

- 河川では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<水辺の環境再生（掘込河道の場合）>



8-4 管理に係る留意事項

河川における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 河川は、特に治水の面から様々な空間的制約があり、また、河道内は流水による攪乱を受けやすい場所であることから、緑化の計画の段階で、過度の管理をできるだけ避けるよう努める。
- (2) 長距離にわたる場合も多い河川空間全体を効率的に点検、管理することができるよう、計画立った着実な対応に努める。
- (3) 樹木の管理については、「河川区域内における伐採・植樹基準」（平成10年6月 建設省）に準拠する。
- (4) 管理作業を通じて生じる刈草等の多量の植物発生材の資源化・リサイクルに努める。
- (5) 河川愛護の普及等を考慮し、地域住民等と一体となった管理体制の確立に努める。

- 河川では、治水面からの制約条件との整合を確保しながら、植栽等の維持管理を行っていく必要がある。
- また、所管の河川は総延長が長距離に及ぶことから、維持管理に要する手間やコストが過大なものにならないよう留意する必要があるとともに、植物発生材の処理等を通じた環境負荷の低減に努める必要がある。
- さらに、河川の維持管理の取組は、行政と住民等との協働による川づくりの取組を継続的なものとし、人々の川に対する意識を高めるための機会として活用することが求められる。特に、出水後の巡回や事後の対策等に人々が参加することは、河川環境に対する理解を深めるよい機会であると考えられる。

9 ため池

9-1 基本的な緑化の機能、効果

ため池の緑化においては、以下に示す基本的な緑化の機能、効果の発揮に努めるものとする。

- (1) 地域における緑の拠点の形成
- (2) 身近な自然の保全、創出
- (3) 身近な自然や水と緑にふれあえる場の提供
- (4) 堤防保護等によるため池施設の保全

- ため池の緑化計画を検討する上では、上記のような基本的な機能、効果の発揮を図るため、以下の事項に留意する。

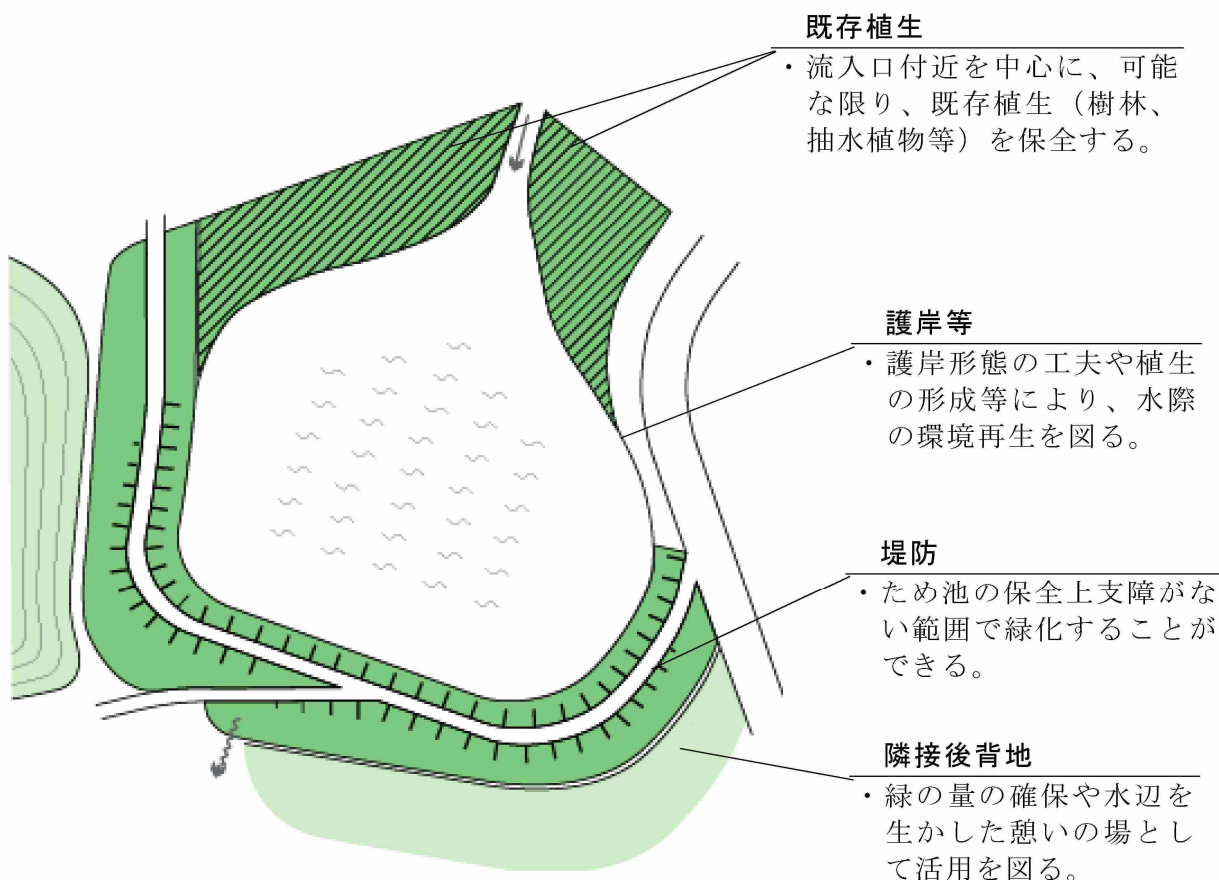
- ① 地域における水辺を生かした緑の拠点としての位置づけを明確にする。
- ② 陸域の緑とともに、抽水植物帯の保全、創出や護岸形態の工夫等を緑化の取組の一環と捉え、ため池を中心とする身近な自然の保全、再生や、水と緑にふれあえる憩いの場の創出等に努める。
- ③ 土地改良法及び土地改良計画設計基準等との整合を確保しながら、堤防や護岸等の部位に応じて効果的な緑の創出を図る。
- ④ 水利権を伴う地域の共有財産として、できるだけ、水利権者や地元住民、団体等を計画づくりの主体とする。

9-2 植栽の規模及び配置

(緑化基準)

目的とする機能、効果等を確実に発揮するとともに、緑豊かな県土の形成に資するため、ため池の緑化における植栽の規模及び配置は、以下を基本とする。

- 既存植生 — ・ため池の整備、維持管理において、可能な限り、ため池周辺の既存樹林の保全を図る。
・流入口付近では、可能な限り、抽水植物を含む既存植生の保全、再生を図る。
- 隣接後背地 — ・未利用地等を活用し、樹林の育成や緑豊かな憩いの場等の形成を図る。
- 堤防 — ・ため池の保全上支障がない低木又は草本、地被類により緑化することができる。(ただし、「ため池の保全に関する条例」第5条の規定により知事の許可が必要である。)
- 護岸等 — ・人工護岸の場合は、部分的な土羽の設置、石積化や緩傾斜化等により親水性の確保及び生態系の保全、向上を図る。
・自然護岸の場合は、水辺植物の移植や湖畔林の育成等により、身近な水辺の自然の再生、創出を図る。



9-3 樹種選定に係る留意事項

ため池の緑化に用いる樹種の選定に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) できるだけ、自然のため池にみられる水域から陸域への植生の推移帯（水辺のエコトーン）にあわせた樹種等の選定を考慮する。
- (2) 樹木については、植栽場所に応じて、根の伸張による堤防や護岸への影響を回避できること等を考慮する。

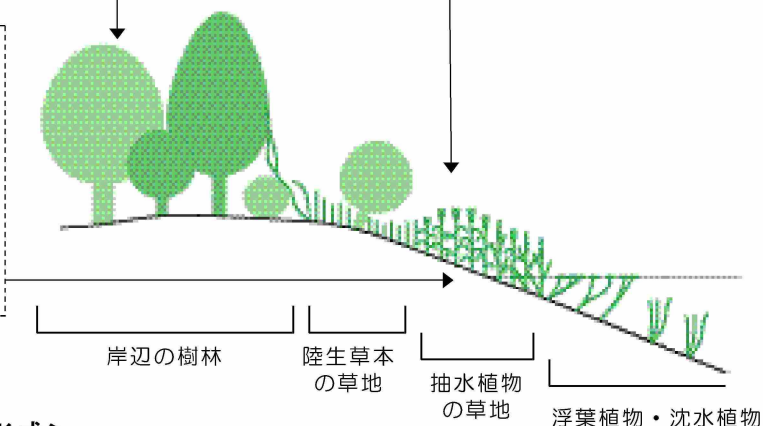
- ため池では、以上の「基本的な緑化の機能、効果」、「植栽の規模及び配置」、「樹種選定に係る留意事項」を基本としながら、下記の例を参考に、環境配慮型の緑化に努めることが求められる。

<水辺の環境再生>

- 水分を多く含む土壌でも健全に生育する、水辺に適した樹種を選ぶ。
- 環境が徐々に変化していくよう、草地との境界部にはマント群落を創出する。

- 必要に応じて、周辺のため池などから水辺植物を移植する。
- 水位の季節変動を考慮しながら、定着を目指す植物種を決定する。

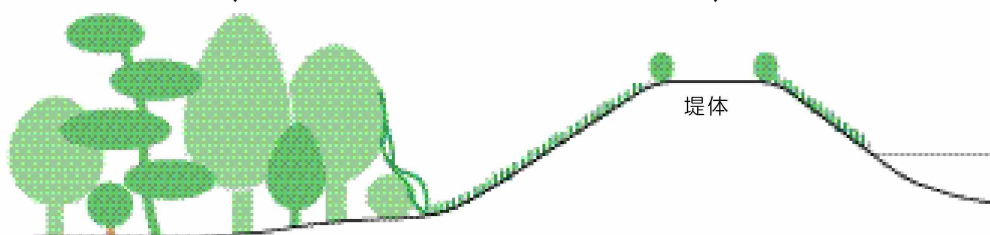
- 植生マットの採用など、基盤材の工夫により安定した植栽基盤を整える。
- 石、砂、土などを用いて、生物が利用できる隙間の多い空間を形成する。
- 土壌の質が良くない場合は、改良材等により土壌改良を行う。



<隣接後背地の樹林帯の形成>

- 隣接する里山とできる限り同じ配植を採用し、緑に連続性を持たせる。
- 野鳥の食餌植物を導入する。
- 盛り土などにより起伏を設け、変化のある基盤条件を形成する。
- 環境が徐々に変化していくよう、草地との境界部にはマント群落を創出する。

- 高木の植栽は堤防の保全上困難であるが、支障のない範囲で低木や草本を植栽することができる。



9-4 管理に係る留意事項

ため池における植栽等の管理に際しては、以下の事項に留意する。

- (1) 樹木の剪定等は良好な管理に努めるものとする。
- (2) 園地や歩道等の周辺では、草刈りや枯れ枝の除去、必要な剪定や花壇の手入れ等を着実にを行い、美観を保つ。
- (3) 地域における緑の拠点として、地域住民等と一体となった管理体制の確立に努める。

- ため池では、農業水利施設としての機能の確保に留意しながら、植栽等の維持管理を行っていく必要がある。
- また、ため池の維持管理の取組は、できるだけ、地域住民等の参加によるものとし、人々の「地域の緑は地域でつくる・まもる」といった意識を高めていくための機会として活用を考慮することが求められる。